

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県人事委員会規則第二十号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）

の一部を次のように改正する。

第六条中「の田数」を「並びに同条第二項及び勤務時間条例第五条第一項において準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の田数の

福島県報

目次

福島県人事委員会

給料表の適用範囲に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

福

福島県人事委員会規則第十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年福島県人事委員会規則第十四号）の二

前を次のよきに改正する。
第一条の三第二項中「三級」の下に「又は四級」を加える。

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

採用給与課

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会
委員長 千葉悦子

第一条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）

第六条中「の日数」を「並びに同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において一部を次のように改正する。
読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第八条の三中「七千八百円」を「職務の級が三級である職員につては一万千五百円」とし、職務の級が四級である職員につては三千八百円」に改める。

第十八条の四第二号中「職員の扶養親族たる者〔〕」を「職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者〔〕」に改める。

第二十一条の五第一項の表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「〇、四〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改め、同表十四キロメートル以上十六キロメートル未満の項中「二一、九〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「二三、四〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「二四、九〇〇円」を「二五、一〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「二六、四〇〇円」を「二六、七〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「二七、九〇〇円」を「二八、二〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一九、四〇〇円」を「一九、七〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「二〇、九〇〇円」を「二一、三〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「二二、四〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「二三、九〇〇円」を「二四、三〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二五、四〇〇円」を「二五、八〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一二、九〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二八、四〇〇円」を「二二、九〇〇円」に改める。

八、九〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、五〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「一九、八〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「一四、九〇〇円」を「一五、二〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五キロメートル未満の項中「三三、四〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「三六、六〇〇円」を「三七、六〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「四〇、〇〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に改め、同表五十五キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「四三、一〇〇円」を「四四、五〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未満の項中「四五、九〇〇円」を「四七、七〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、九〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメートル未満の項中「四九、四〇〇円」を「五一、三〇〇円」に、「三四、七〇〇円」を「二五、七〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「五」、「九〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二七、五〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未満の項中「五六、四〇〇円」を「五八、七〇〇円」に、「二九、四〇〇円」に改め、同表八十キロメートル以上八十五キロメートル未満の項中「六〇、〇〇〇円」を「六一、三〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「三一、二〇〇円」に改め、同表八十五キロメートル以上九十キロメートル未満の項中「六三、五〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「三一、八〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表九十キロメートル以上九十五キロメートル未満の項中「六七、〇〇〇円」を「六

分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（定期前再任用短時間職員にあつては、現に受ける給料の月額）とする。

第二十八条の四第一項表以外の部分中「同項に規定する異動又は公署の移転の日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額」を「現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額」に改め、「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同項の表備考中「第四項

号とし、同号の前に次の二号を加える。
三、新に付地公署又は准付地公署に該当する二三になつた公署に在勤する職員で、

指定日前三年以内に新たに給料表の適用を受ける職員（次号に規定する法第二十二条の四第一項又は法第二十二条の五第一項の規定による採用をされた職員を除

のく
ーとなり
当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したも

指定日前三年以内に、法第二十二条の四第一項又は法第二十二条の五第一項の規定に依り、

第三十八条の五第一項中第二号を第二号ヒヘ、同号の前に次の二号を加える。

新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在籍することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転

第二十八条の五第二項第四号中「第四号」を「第七号」に改め、同号を同項第七号したもの

二号中「第二号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の二号

三 前項第三号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該公署に勤務することになつて日前に寺地公署又は准寺地公署に該当して、こちらのことを

場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が
日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第一項及び
当該採用の

る。

第二十八条の五第二項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、一（同条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同

じ。)」を削り、同号を同項第1号とし、同号の前に次の「号を加える。

「前項第一号に規定する職員、当該職員が給料表の適用を受けないとした日

に特地公署又は准特地公署に異動したものとした場合に前項第一項及び第二項の

規定により支給される」ととなる期間及び額

第二十八条の五第三項中「第四項」を「第三項」に改める。

第三十三条の六第四項第六号中「から週休日」の下に「勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を、同項第九号中「勤務しなかつた期間」の下に「及び勤務時間条例第十六条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間を合算した期間」を加え、同条第七項第一号中「百分の三百十五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百七八・七五」に改め、同項第三号中「百分の百六十一・五」を「百分の三百六十六・一五」に改め、同項第三号中「百分の百」を「百分の百一・五」に、「百分の百一十」を「百分の百一十二・五」に改める。

第三十三条の十一第一項中「義務教育等教員特別手当」を「次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条に次の「項を加える。

3 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、

第一項の各号又は前項に定める額に、別表第九の備考に掲げる額を加えた額とする。

第三十三条の十一の次に次の「条を加える。

第三十三条の十一の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて

支給する。

一 学級 (県立高等学校及び県立中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。) を

担任する業務

二 前号に掲げるものの以外の校務

第三十三条の十一の次に次の「条を加える。

第三十三条の十一の二 職員が月の中途から第三十三条の十一の「第一号の業務に從事する」となった場合等、日割りによつて手当額を計算する必要がある場合であつて、前条の規定により難いときは、任命権者が定めねばならないに依り、その手当額を計算する。

別表第二備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
期間の区分	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 50,000
1年未満	417,600	371,300	310,800	47,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	47,000

2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	44,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	41,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	38,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	35,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	32,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	29,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	26,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	23,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	20,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	17,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	14,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	11,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	8,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	

21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300		
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300		
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800		
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300		
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800		
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300		
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800		
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300		
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800		
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300		
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800		
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300		
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300		
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300		

別表第九 次のとおりとる。

別表第9 (第33条の11関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	勤務職員以外の職員
定年前 再任用 短時間	1から4まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100	9から12まで 1,400 1,900 3,200 4,100 5,300
	5から8まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200	13から16まで 1,500 2,000 3,300 4,200 5,400
							17から20まで 1,600 2,100 3,400 4,400 5,500
							21から24まで 1,700 2,200 3,500 4,400 5,600
							25から28まで 1,800 2,300 3,700 4,600 5,600
							29から32まで 1,900 2,400 3,800 4,700 5,600
							33から36まで 1,900 2,600 3,900 4,700 5,600
							37から40まで 2,000 2,600 4,000 4,800 5,600
							41から44まで 2,200 2,800 4,000 4,900 5,600
							45から48まで 2,200 3,000 4,100 5,000 5,600
							49から52まで 2,300 3,200 4,200 5,100 5,600
							53から56まで 2,400 3,300 4,400 5,100 5,600
							57から60まで 2,400 3,400 4,400 5,200 5,600
							61から64まで 2,500 3,500 4,500 5,200 5,600
							65から68まで 2,600 3,700 4,700 5,200 5,600
							69から72まで 2,600 3,800 4,700 5,200 5,600
							73から76まで 2,700 3,800 4,700 5,200 5,600
							77から80まで 2,800 3,900 4,700 5,200 5,600
							81から84まで 2,800 4,000 4,800 5,200 5,600
							85から88まで 2,800 4,100 5,000 5,600 5,600
							89から92まで 2,900 4,200 5,000 5,600 5,600
							93から96まで 3,000 4,300 5,000 5,600 5,600
							97から100まで 3,100 4,400 5,100 5,600 5,600
							101から104まで 3,100 4,400 5,100 5,600 5,600

105から108まで	3,200	4,500	5,100	
109から112まで	3,200	4,600		
113から116まで	3,200	4,700		
117から120まで	3,300	4,700		
121から124まで	3,300	4,700		
125から128まで	3,300	4,700		
129から132まで	3,400	4,700		
133から136まで	3,400	4,800		
137から140まで	3,400	4,900		
141から144まで	3,500	4,900		
145から148まで	3,500	4,900		
149から152まで	3,500	4,900		
153	3,500	4,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員				
	2,200	2,600	3,200	3,500
				4,400

備考

この表の適用を受ける教育職員のうち、学級を担任する業務を分掌する職員の手当額は、第33条の11第1項各号又は同条第2項に定める額に3,000円（当該職員のうち任命権者が定める職員にあつては、3,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額）を加えた額とする。

第十二条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和七年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のとおりに改正する。

附則第六条第三号中「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同条第四号中「百分の三」を「百分の四」に改める。

附則第八条中「第九条第一項」を「第九条第六項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第八条の三及び第二十二条の十一の改正規定、第二十二条の十一の次に

一条を加える改正規定、第二十二条の十二の次に一条を加える改正規定並びに別表

第九の改正規定 令和八年一月一日

二 第一条中第六条、第二十二条の五及び第三十三条の六の改正規定 令和八年四月一日

三 第二条中附則第六条の改正規定 令和八年四月一日

2 第一条（第十八条の四、第二十八条、第二十八条の四、第二十八条の五及び別表第三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は令和七年四月一日から、附則第五項の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の内払）

改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当は、改正後の規則の規定による特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の内払とみなす。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

改正後の規則第二十八条の五第一項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二条の四第一項又は法第二十二条の五第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。（令和七年十一月期に支給する勤勉手当に関する特例）

5 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が令和七年十一月に支給される」となる勤勉手当に関する職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の三百十五」とあるのは「百分の三百二十一・五」と、「百分の五百」とあるのは「百分の三百八十一・五」とし、同項第二号の規定の適用については、同号中「百分の二百六十一・五」とあるのは「百分の二百七十」とし、同項第三号の規定の適用については、同号中「百分の百」があるのは「百分の百五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十五」とする。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和七年十一月一十六日

福島県人事委員会

委員長 千葉悦子

福島県人事委員会規則第二号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

第一條

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「条例別表」を「条例別表第一」に改め、「三級」の下に「又は四級」を加える。

第一条の二の二を次のように改める。

第一條別表第一備考の加算額

備考の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項に定める教育職員のうちその職務の級が三級である者 一万千五百百円

二 前条第一項に定める教育職員のうちその職務の級が四級である者 三千八百円

三 前条第一項に定める教育職員のうちその職務の級が三級である者 一万千五百百円

四 前条第一項に定める教育職員のうちその職務の級が四級である者 四千円

第八条第一項中「義務教育等教員特別手当」を「次条第二号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条に次の二項を加える。

3 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第一項の各号又は前項に定める額に、第一項第一号の適用を受ける職員については別表第五の備考に掲げる額を、第一項第二号から同項第四号までの適用を受ける職員については別表第六の備考に掲げる額を、それぞれ加えた額とする。

第八条の二の二 前号に次の一を加える。

第八条の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。
一 学級（市町村立高等学校、小学校、市町村立中学校及び義務教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

一 前号に掲げるもの以外の校務

別表第一の二の表三級の項中「条例別表」や「条例別表第一」に改める。

別表第一の二の表三級の項中「1号給10,107円、2号給10,215円、3号給10,323円、4号給10,431円、5号給10,552円、6号給10,660円、7号給10,768円、8号給10,876円、9号給10,984円」を「1号給10,719円、2号給10,827円、3号給10,935円」に改める。

別表第一の三の表三級の項中「条例別表」や「条例別表第一」に改める。

別表第一の三の表三級の項中「条例別表」や「条例別表第一」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第5（第8条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
-------	------	----	----	-----	----	----

号給	円	円	円	円	円
定年前再任用	1から4まで	1,300	1,400	2,800	3,400
短時間勤務職員以外	5から8まで	1,300	1,600	3,000	3,500
の職員	9から12まで	1,400	1,700	3,200	3,600
	13から16まで	1,500	1,700	3,300	3,800
	17から20まで	1,600	1,800	3,400	3,800
	21から24まで	1,700	1,900	3,500	4,000
	25から28まで	1,800	2,000	3,700	4,100
	29から32まで	1,900	2,100	3,800	4,100
	33から36まで	1,900	2,200	3,900	4,200
	37から40まで	2,000	2,300	4,000	4,400
	41から44まで	2,200	2,400	4,000	4,400
	45から48まで	2,200	2,600	4,100	4,600
	49から52まで	2,300	2,600	4,200	4,700
	53から56まで	2,400	2,800	4,400	4,700
	57から60まで	2,400	3,000	4,400	4,800
	61から64まで	2,500	3,200	4,500	4,900
	65から68まで	2,600	3,300	4,700	5,000
	69から72まで	2,600	3,400	4,700	5,100
	73から76まで	2,700	3,500	4,700	5,100
	77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,200
	81から84まで	2,800	3,800	4,800	5,200
	85から88まで	2,800	3,800	5,000	5,200
	89から92まで	2,900	3,900	5,000	5,200

別表第6 (第8条関係)
別表第6 (第8条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1から4まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
5から8まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200	
9から12まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300	
13から16まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400	
17から20まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500	
21から24まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600	
25から28まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600	
29から32まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600	
33から36まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600	
37から40まで	2,000	2,600	4,000	4,800	5,600	
41から44まで	2,200	2,800	4,000	4,900	5,600	
45から48まで	2,200	3,000	4,100	5,000	5,600	
49から52まで	2,300	3,200	4,200	5,100		
53から56まで	2,400	3,300	4,400			
57から60まで	2,400	3,400	4,400			
61から64まで	2,500	3,500	4,500			
65から68まで	2,600	3,700	4,700			
69から72まで	2,600	3,800	4,700	5,200		
73から76まで	2,700	3,800	4,700	5,200		
77から80まで	2,800	3,900	4,700	5,200		

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、学級を担任する業務を分掌する職員の手当額は、第8条第1項第1号又は同条第2項に定める額(3,000円(当該職員のうち任命権者が定める職員にあつては、3,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額)を加えた額とする。

81から84まで	2,800	4,000	4,800	5,200
85から88まで	2,800	4,100	5,000	
89から92まで	2,900	4,200	5,000	
93から96まで	3,000	4,300	5,000	
97から100まで	3,100	4,400	5,100	
101から104まで	3,100	4,400	5,100	
105から108まで	3,200	4,500	5,100	
109から112まで	3,200	4,600		
113から116まで	3,200	4,700		
117から120まで	3,300	4,700		
121から124まで	3,300	4,700		
125から128まで	3,300	4,700		
129から132まで	3,400	4,700		
133から136まで	3,400	4,800		
137から140まで	3,400	4,900		
141から144まで	3,500	4,900		
145から148まで	3,500	4,900		
149から152まで	3,500	4,900		
153	3,500	4,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	2,200	2,600	3,200	3,500
				4,400

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、学級を担任する業務を分掌する職員の手当額は、第8条第1項第2号から第4号まで又は同条第2項に定める額に3,000円（当該職員のうち任命権者が定める職員にあつては、3,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額）を加えた額とする。

第二条 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年福島県人事委員会規則第「十五号」）の一部を次のように改正する。

福島県人事委員会規則第三項第四号中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定のうち、第一条の「第一項の二」及び第八条の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定並びに別表第一の二（同表イの改正規定中「一級の項調整基本額の欄の改正規定を除く。」）、別表第一の三、別表第五及び別表第六の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

2 この規則（第一条の規定のうち別表第一の「イの改正規定中「一級の項調整基本額の欄の改正規定に限る。」による改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。
令和七年十一月二十六日

福島県人事委員会

委員長 千葉悦子

福島県人事委員会規則第二十一号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

第十八条第三項中「平成七年福島県条例第四号」の下に「第三十条において「勤務時間条例」という。」を加え、同条第七項第三号ア中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同号イ中「六千百円」を「六千四百円」に改める。

第三十条第二項を次のように改める。

2 条例第三十四条第三項の人事委員会規則で定める日数は、条例第十五条第一項第二号に規定する週休日等及び勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日を除いて十三日とする。ただし、次の各号に掲げる職員に係る日数については、当該各号に定める日数（その日数に一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員、同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び同法第十八条第一項に規定する短時間勤務員（以下「短時間勤務職員等」という。）十三に短時間勤務職員等の要勤務日数を短時間勤務職員等及び次号に掲げる職員以外の職員の要勤務日数を考慮して任命権者が定める数で除して得た数を乗じて得た日数

- 二 勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日を設けた職員（以下「勤務時間を割り振らない日を設けた職員」という。）十三に勤務時間を割り振らない日を設けた職員の要勤務日数を勤務時間を割り振らない日を設けた職員及び前号に掲げる職員以外の職員の要勤務日数を考慮して任命権者が定める数で除して得た数を乗じて得た日数
- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十八条第七項第三号の改正規定は公布の日から、第十三条第三項第二号の改正規定は令和八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第十八条第七項第三号の規定は令和七年四月一日から適用する。

（採用給与課）